

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 7 6 号
件 名	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出について
要 旨	<p>2019年12月19日、政府の全世代型社会保障検討会議が中間報告をまとめました。その中で、75歳以上の高齢者医療の負担について、「負担能力に応じたものへと改革していく」とし、一定所得以上の人は医療費の窓口負担割合を2割とすること、団塊の世代が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるよう法制上の措置を講ずるとしています。</p> <p>こうした負担増の検討の進行に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、昨年6月6日に、後期高齢者医療制度に関する要望書を政府に提出し、制度の根幹である高齢者が必要な医療を確保するという観点から現状維持に努めることと表明しています。老人クラブや医療団体からも、負担増についての検討、中止を求める意見が相次いで出されています。中央社会保障推進協議会、全日本年金者組合、日本高齢期運動連絡会などで反対署名が取り組まれ、50万筆が国会に提出されています。</p> <p>この制度が実施されれば、高齢者の生活はますます苦しくなります。高齢者の所得の8割は公的年金が占め、約7割が公的年金のみで生活しています。その年金も年々減らされ続けて、高齢者の生活困窮者が増えています。窓口負担の引上げは、大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされることとなります。</p> <p>つきましては、陳情事項を採択し、地方自治法第99条に基づいて、内閣総理大臣はじめ政府関係機関に対し、後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持を求める意見書を送付されるよう陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和2年6月22日 市民厚生常任委員会
受 理	令和2年6月9日 第110号